仕様書

1　業務名

産業廃棄物（低濃度ＰＣＢ廃棄物）収集運搬及び処分業務

2　目的

本業務は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，処分期間内（令和９年３月 31 日まで）の適正な処理を進めるため，低濃度ＰＣＢ廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

3　仕様書の適用

この仕様書は，「産業廃棄物（低濃度ＰＣＢ廃棄物）収集運搬及び処分業務」に適用する。

4　入札

この業務にかかる入札は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項に基づく許可または同法第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく認定を受けている者で，令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの三原市の物品調達等登録業者名簿に登録のある者が入札に参加することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可または認定を受けている者が，同法第 14 条の 4 第 1 項に基づく許可を有していない等，収集運搬ができない場合，当該許可を得ている者と提携して業務を遂行できるものとする。このことに関して，指定の「産業廃棄物収集運搬業者指定届出書」にその内容を明示し，入札参加申請書兼入札書と併せて提出しなければならない。また，様式は問わないが収集運搬業者の押印のある三原市長（財産管理課）宛の収集運搬費の見積書及び収集運搬許可証の写しも併せて提出しなければならない。

5　委託料の支払い方法に関する覚書の締結

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可または認定を受けている者が，同法第 14 条の 4 第 1 項に基づく許可を有しておらず，収集運搬業務について当該許可を受けている者と提携して業務を遂行する場合，別紙「産業廃棄物（低濃度ＰＣＢ廃棄物）収集運搬及び処分業務委託料の支払い方法に関する覚書（案）」のとおり，発注者，処分業者，収集運搬業者の三者で委託料の支払い方法に関する覚書を締結しなければならない。

6　履行期間

契約締結日から令和５年１０月３１日まで。

ただし履行期間の内，履行場所からの収集運搬は令和５年８月３１日までに完了させるものとする。

7　対象物

機器数

番号	機器分類	容量 (kVA)	製造者	製造 年月日	型式	機器 総重量(kg)	個数
28－004	変圧器（トランス）	75	三菱電機㈱	S45	DA66060128	410	1
28－005	変圧機（トランス）	75	三菱電機㈱	S45	DA66060130	410	1
28－006	油遮断機	不明	日新電機㈱	S45	DH-121	100	1
28－003	油遮断機	不明	不明	不明	不明	不明	1

検体数

番号	機器分類	検体数
28－004	変圧器（トランス）	1
28－005	変圧機（トランス）	1
28－006	油遮断機	1
28－003	油遮断機	不明

８　履行場所

広島県三原市城町１丁目１８番１号

元三原市市民福祉会館 地下１階　**※別紙図を参照**

９　業務内容

本業務は，以下の内容により実施する。

(1) 作業計画書及び工程表の提出（契約締結後１５日以内の提出）

(2) 低濃度ＰＣＢ廃棄物の運搬経路図の提出

(3) 履行期間内での低濃度ＰＣＢ廃棄物の履行場所から処理施設までの収集運搬（保管場所からの搬出作業を含む）

(4) 履行期間内での低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理施設での無害化処理及び処分

(5) 業務処理状況報告の提出

（ア）処理結果を記した報告書（写真を含む。）

（イ）産業廃棄物管理票（マニフェスト）

１０　搬出日

履行場所からの搬出日については協議の上，決定するものとする。

１１　法令遵守

委託業務の実施に当たっては，関係法令及び環境省が定める以下のガイドラインの最新版を遵守するものとする。また，消防法，労働安全衛生法及びその他現行諸法令を遵守するとともに，関係各所への一切の責任を負うものとする。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法

・低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン

・低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関するガイドライン（焼却処理編）等

１２　故障事故報告

受注者は，運搬業務の履行にあたり支障となる故障，事故等の不測の事態が生じた場合，又は生じる恐れがある場合は，直ちに発注者に報告しなければならない。

１３　損害賠償

(1) 受注者は，本業務の実施に際して，発注者の建物，設備及び工作物等に損傷を与えないように十分注意し，必要に応じて，養生等を行うこと。なお，発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には，直ちに発注者に報告し，その指示により，受注者の負担及び責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

(2) 受注者は，運搬経路図による経路に廃棄物が脱落，飛散しないよう万全の処置を講ずるとともに，交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また，万一事故等により脱落，飛散等で損害が発生した場合は，受注者が全ての責任を負い処理するものとし，速やかに発注者に報告すること。

１４　その他

(1) 対象物がある履行場所の施設の電気供給は止まっており，電気設備等は使用できないため，業務履行時は受注者が所有する搬出用の設備を用いて，履行場所からの搬出及び運搬を行うものと

する。

(2) 受注者は，本業務の遂行にあたって，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき必要な許可または認定を受けているものとする。また，その写しを契約締結時に提出すること。

(3) マニュフェストは受注者において用意し，発注者へ提出すること。

(4) 受注者は，収集運搬にあたって道路規制部分の許可申請が必要な場合は，警察に申請を行い許可を得ること。

(5) 関係各所との調整及び委託業務の実施に当たって必要となる関係各所への申請・届出については，全て受注者の負担により実施しなければならないものとする。

(6) 本業務の遂行に必要な人員，機材等を確保していること。

(7) その他，この仕様書に疑義があるとき，または定めのない事項については，発注者と受注者が協議して定めるものとする。

１５　低濃度ＰＣＢ廃棄物及び保管場所の下見

低濃度ＰＣＢ廃棄物及び保管場所について，下見を希望する場合は，事前に，財産管理課と調整を行い，下見を実施すること。

１６　支払い方法

完了払いとする。